

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 16 号

函館市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について  
函館市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例  
函館市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年函館市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市空家等の適切な管理に関する条例

第 1 条中「空き家等の適正な」を「空家等の適切な」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の例による。

第 3 条中「危険な状態にある空き家等」を「特定空家等」に改める。

第 4 条中「空き家等が危険な状態」を「空家等が特定空家等」に、「空き家等を適正に」を「空家等を適切に」に改める。

第 5 条中「空き家等の適正な」を「空家等の適切な」に改める。

第 6 条中「空き家等が危険な状態に」を「空家等が特定空家等で」に、「当該空き家等」を「当該空家等」に改める。

第 7 条中「危険な状態にあると認めた空き家等」を「特定空家等」に、「当該空き家等」を「当該特定空家等」に改める。

第 8 条から第 10 条までを削る。

第 11 条第 1 項中「前条」を「法第 14 条第 2 項」に、「同条」を「

同項」に改め、同条第2項および第3項中「前条」を「法第14条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第12条から第14条までを削る。

第15条中「第9条から前条までの規定にかかわらず、市長は、空き家等の危険な状態」を「市長は、特定空き家等のそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態」に、「当該空き家等」を「当該特定空き家等」に改め、同条を第9条とし、第16条を第10条とする。

第17条の見出しを「(空家等審議会の設置)」に改め、同条第1項中「空き家等の適正な」を「空家等の適切な」に、「函館市空き家等審議会」を「函館市空家等審議会」に改め、同条を第11条とし、第18条から第25条までを6条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の函館市空き家等の適正管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第17条第1項の規定により置かれた函館市空き家等審議会は、改正後の函館市空家等の適切な管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項の規定により置く函館市空家等審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条第1項の規定により函館市空き家等審議会の委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、改正後の条例第13条第1項の規定により函館市空家等審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「空き家等審議会」を「空家等審議会」に改める。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い関係規定を整備するため